

5. 5. 13
1913

諸君の公正なる批判に訴ふ
然るに諸君より殊に松本所より諸君は佐野工場前家宅に於ても公道如何なる行為をなし
奉つたか知らざるべし
彼は数万圓を投じて豪族を弄する手段を弄す人として使つてゐる。彼等は悪徳を以て
彼等の悪徳を以てその不景氣風の吹くところの111名を以て織るを以てその日からの路頭を生ふ
ののこりはなほあるか。わがわがの公。決業111名は織るを以て恐ろしいものは有り。之を合衆
の吹ふところ大肉吹ひはホリカ。諸君より、この吹ひは、失業者の合衆前に於ては、織るを以て恐ろしいものに織る製造をせんと
し、あるものも、善者は飽過戦はねはならぬ。社会正義の在りは、社会正義の在りは、
善者は善い善相を奉表し、諸君の公正なる批判と御同僚と共に訴へるは勇まらぬ。

東京鉄工組合本部
芝田國典三、石坂吉田、四三

巻紙第一四四三號

昭和五年五月十日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
社會局長官 吉田茂 殿

佐野鐵工所ノ勞働爭議ニ関スル件

(第四號)解決

標記勞働爭議ハ其ノ後當廳調停課ノ斡旋ニヨリ事業主側ニ著シ
ク讓歩スルニ至リ本月七日事業主ハ伴野賢造ヲ代理人トシテ當
廳調停課ニ火頭セシメ
ハ職工全部ヲ復職シ一切ヲ爭議前ノ状態ニ復スルコト
ハ臨時工ハ期間到来ト共ニ本工トスルコト
ハ爭議中ノ日給ハ支給セヌ 但シ金一封ヲ提供ス